

# 監査報告書

令和元年6月14日

公立大学法人長野県立大学  
理事長 安藤 國威 様

公立大学長野県立大学

監事 石 湯 志

監事 中 篤 知 文

私たち監事は、地方独立行政法人法第13条第4項及び第34条第2項の規定により、公立大学法人長野県立大学の平成30年4月1日から平成31年3月31日までの第1期事業年度における業務及び会計について監査いたしました。その結果について、以下の通り報告いたします。

## 1 監査の方法及びその内容

私たち監事は、公立大学法人長野県立大学監事監査規程に従い、理事会に出席するほか、理事等から業務の報告を聴取し、また、重要な文書を閲覧し、業務実施の状況を調査しました。さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る財務諸表、事業報告書並びに決算報告書について検討いたしました。

## 2 監査の結果

- (1) 法人の業務は、法令等に従い適正に実施され、また、中期目標の達成に向け効果的かつ効率的に実施されているものと認めます。
- (2) 法人の役員（監事を除く。）の職務の執行が法令等に適合することを確保するための体制その他法人の業務の適正を確保するための体制の整備及び運用については、指摘すべき事項は認められません。
- (3) 事業報告書は、法令等に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- (4) 貸借対照表及び損益計算書は、法令等に従い、法人の財政状態及び運営状況を正しく示しているものと認めます。
- (5) キャッシュ・フロー計算書は、法令等に従い、各活動区分に従って法人のキャッシュ・フローの状況を正しく示しているものと認めます。
- (6) 利益の処分に関する書類（案）は、法人財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (7) 行政サービス実施コスト計算書は、法令等に従い、業務運営に係るコストの状況を発生原因ごとに正しく示しているものと認めます。
- (8) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (9) 決算報告書は、法令等に従い、予算の区分に従って決算の状況を正しく示しているものと認めます。
- (10) 理事の業務遂行に関しては、不正の行為又は法令等に違反する重大な事実はありません。

以上